

質問第四九号

岸田総理が北方領土を日本固有の領土と考えているかに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十月十四日

小西洋之

参議院議長 山東昭子 殿



岸田総理が北方領土を日本固有の領土と考えているかに関する質問主意書

岸田総理は、令和三年十月十二日の参議院本会議において、北方領土に対しては「北方領土問題についてお尋ねがありました。北方領土は我が国が主権を有する島々です。ロシアとの平和条約については、次の世代に先送りせず、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針です。御指摘の二〇一八年のシンガポールでの合意、これを含めてこれまでの両国間の諸合意をしっかりと踏まえ、取り組んでまいります。」と答弁し、尖閣諸島に対しては「尖閣諸島についてお尋ねがありました。尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、同諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在いたしません。その上で、先般の首脳電話会談においても、私から習近平国家主席に対し、我が国の懸念について率直に提起をしたところです。」と答弁している。

岸田総理はなぜ、共に我が国固有の領土である北方領土と尖閣諸島に関して、同じ本会議答弁において、北方領土については固有の領土という文言を避けているのか。そうした姿勢は、いわゆる売国行為と言われるも仕方がないのではないか。

右質問する。